

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第6回有識者会議

日時：令和6年12月19日（木）14：45～15：45

場所：新町キューブ グランパレ

（司会）

定刻まであと数分ですが、皆様お揃いですので、ただ今から「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第6回有識者会議」を開会します。

はじめに、本日の会議は、青木委員、太田委員、錦澤委員がオンラインでの出席となっております。その他の委員の皆様は、全員出席されておりますことを報告します。

また、本日、再生可能エネルギー事業者で構成する団体であります、一般社団法人日本風力発電協会の松岡様。また、オンラインにて、一般社団法人太陽光発電協会の増川様、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の川崎様に御出席いただいております。後ほど、御意見を伺うこととしております。

次に本日の会議ですが、お配りしております次第に記載のとおりとなっておりますので、御協力をよろしくお願ひします。

それでは、はじめに宮下知事から、会議開催にあたり御挨拶申し上げます。

（宮下知事）

皆様、雪の積もる青森にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

いよいよ本日、案として共生条例と税条例を併せた共生制度案を世間の皆様に公表できる段取りになりました。これまでの皆様の様々な御意見、御尽力に心から感謝申し上げます。また、本日は仕上げということで、最終的な私たちの案について、皆様から御意見をお伺いする機会となります。本日も皆様からは是非とも貴重な御意見、そして忌憚のない御意見をいただければと思っております。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

（司会）

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

以降の議事進行につきましては、本田議長にお願ひいたします。

よろしくお願ひします。

（本田議長）

本田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思ひます。

資料の1-1から1-3に関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

県環境政策課の上村でございます。私から、共生条例案について御説明いたします。

共生条例については、これまで計5回の会議において、様々な論点で御意見をいただき、きたところであり、制度の骨子はほぼ固まってきたものと考えています。

本日は、改めて骨子案を説明いたしますので、御確認をいただきながら御意見を伺いたいと思います。

「資料1-1 条例案の骨子について」という資料を御覧ください。

前回会議の段階から、一部書きぶり等を修正しているところがありますが、基本的な考え方については、ほぼ変わっておりません。ポイントとなる部分を中心に説明を進めたいと思います。

まず、3ページ目を御覧ください。

改めて共生条例の目的として、囲みの3行目ですが、再エネと持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、環境との共生を図りながら、本県における再エネの円滑な導入を促進するというのが本条例の目的となります。

続きまして、少し飛んで7ページ目を御覧ください。対象事業等についてでございます。

太陽光又は風力発電所を陸域に設置し、発電する事業を対象としています。

次のページ、8ページですけれども、規模要件でございます。

この規模については、一定規模以上の開発を伴う規模ということで、電気事業法の工事計画の届出が必要な規模を参考に太陽光発電所については2,000kW、風力発電所については500kW以上としているところです。

続きまして、ゾーニングでございます。11ページを御覧ください。

基本的なゾーニングの区分としては、県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分します。その色の付いている表のとおりでございます。

保護地域は、自然環境等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域ということで、実質事業の実施を不可としている地域でございます。

そして保全地域が、基本的には保全する地域で、共生区域となる場合のみ事業を計画できるという地域でございます。

それ以外が調整地域であり、基本的にこの3区分でございます。

なお、緑色の部分でございますけれども、調整地域、保全地域のうち、自然環境・地域と再エネの共生が図られると知事が認めた区域を共生区域とします。

次に少し飛んで15ページを御覧ください。

ゾーニングについて、具体的な区域とそれをマップに落とし込んだものでございます。

例えば、保護地域は、赤色の部分でございます。自然公園法に基づく自然公園区域ですとか、自然環境保全地域、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、それから世界自然遺産・文化遺

産等となっています。

それから、オレンジ色の部分が保全地域です。自然公園の普通地域ですとか、保安林等、御覧のとおり地域となっております。

マップを見ると、かなり保全地域のエリアが広いことがわかります。

また、色の付いていない白い部分が調整地域となります。

次に 16 ページを御覧ください。共生区域についての説明です。

知事は、市町村からの申出等により、第三者機関の意見を聴いたうえで、共生が図られると認められる区域を共生区域として指定します。

具体的にどのような区域となるかという点は、下の表のとおりです。行政計画等において再エネとの共生又は促進を図るため市町村が設定した区域と、それから温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域です。このような区域を知事が指定する形になります。

次のページ、17 ページです。

配慮すべき区域・事項ということで、ゾーニングの中で区域設定が難しい地域固有の要素や条例の目的と異なるが配慮すべき区域・事項については、併せて作成するガイドラインの方に記載をしていくことにします。

具体的な主なものを下に載せております。

自然環境等に関する部分では、各種生態系に関する様々な調査結果などです。条例の目的とは異なる要素ということでは、例えば防災関係で配慮すべき事項といったものも併せてガイドラインで示して配慮を求めていくことにいたします。

続きまして、合意形成プロセスでございます。19 ページを御覧ください。

これが基本的なフローになりますが、計画の立案段階のできる限り早期に地域に対して概要を説明する機会を設けることとなります。

(2) のフローの真ん中が現行制度である環境影響評価手続ですが、その前の段階で住民との意見交換会の開催を義務づけます。

また、環境影響評価手続後の手続きとしては、最終的な事業計画についての住民説明会の開催等をしていただいて、最終的に知事が事業を認定するという形になります。

次の 20 ページ目を御覧ください。

基本的な合意形成プロセスも含めてのフローになります。先に 19 ページでお示したものは共生区域外の事業のフローになりますが、このページでは、共生区域内の事業についてのフローも併せて掲載しております。

共生区域は、基本的に市町村が促進等を行う区域ですので、条例での合意形成プロセスを簡略化しています。最終的な事業認定についても、通常の事業は知事の認定ですが、共生区域内の事業は届出で済ませる、と簡略化しております。

次に 21 ページを御覧ください。

これは、合意形成プロセスの詳細ですが、具体的にどういった形でこれらの作業を進めるかというところは、ガイドラインに記載し、事業者や市町村の取り組みの参考にしていただ

くということにしております。

次、23 ページは、実効性の担保についてです。

報告徴収及び立入検査、勧告、認定の取消し、公表、罰則、許認可権者への通知、最後にこの後説明します新税、こういったもので、共生条例の実効性を確保していきたいと考えております。

最後にその他として、25 ページを御覧ください。

この部分は前回まで特に記載をしていなかった部分も含まれております。

まず1点目、(1) に事業計画の変更を記載しております。

条例による認定を受けた事業者は、認定を受けた事業計画を変更しようとする時は、新たに知事の認定を受けるということしております。

例えば、出力の増加や設置面積の増加などが考えられます。

この部分、詳細については、また今後、検討してガイドラインに記載していくこととしています。

また、ここには記載していませんが、発電所のリプレース、新たに建て替えをするといった場合についても、それは新設扱いで新規の施設と同様の手続きを踏んでいただくということになります。

最後に(2)の経過措置は、計画中の事業の取扱いでございます。

条例施行時点において、環境影響評価手続を既に開始している事業については、その環境影響評価手続後の合意形成プロセスのみを適用します。

また、条例施行時点において、環境影響評価書の公告を開始している事業、実質、環境影響評価手続がほぼ終了している事業又は、電気事業法に基づく工事計画書を届出している事業については、条例の適用外とします。

これらについては、ほぼ事業計画などが固まっているということで適用しないことしております。

最後に③、条例施行時点において、市町村が温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域を設定している場合には、当該区域を共生区域とみなします。

既に農山漁村再エネ法については、市町村が計画を策定して区域を設定しているところがございます。そこについては、予め共生区域とみなす経過措置を設けたいと思います。

以上が条例骨子案についての説明です。

以前もお話しているとおり、年度内の条例制定を目指しております。今後、パブリックコメントや環境審議会への諮問等を行うこととしています。それらも踏まえながら、事務局において詳細の検討を更に進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今、御説明いただきました内容に関しまして、委員の先生方から御意見、コメント等ございましたらよろしくお願いたします。

いかがでしょうか。リモートの方々もよろしいですか。

特にないようですので、事務局より議事の3番について御説明をお願いいたします。

(事務局)

税務課長の鈴木です。

私からは、お手元の資料2「青森県再生可能エネルギー共生税条例（仮称）案の骨子」について御説明をいたします。

まず、「1 課税の目的」です。

地域の自然環境、景観、歴史、文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生が図られるよう、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を補完することにより、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげるため、再生可能エネルギー共生税を課することとし、地方税法第4条第3項の法定外普通税として新設いたします。

これは、単に財源の調達機能を求めるというものではなく、共生条例と一体となって、その政策効果、実効性を補完するための手法として、税を活用するものです。

続いて、「2 課税の仕組み」です。

(1) 課税の対象です。

新税は、共生条例と一体となって、その政策効果、実効性を補完するものですので、共生条例と同様、太陽光又は風力発電施設を陸域に設置し、発電する再エネ発電施設の所有に対して、その再エネ発電施設の総発電出力に応じて課税いたします。

所有に対して課税する理由については、施設そのものが環境に負荷を与えているという考え方によるものです。

また、対象にする規模についても、共生条例と同様としております。

(2) 納税義務者です。

新税は、再エネ発電施設の所有に対して課税いたしますので、再エネ発電施設の所有者としております。

(3) 非課税の対象です。

- ① 国・地方公共団体等が所有する再生可能エネルギー発電施設
- ② 建築物の屋根に設置する太陽光発電施設
- ③ 共生区域に設置する再生可能エネルギー発電施設、としております。

①については、公益性の観点から、また、②については、共生条例の趣旨・目的に鑑み、課税対象とする必要性が低いことから、いずれも非課税とするものです。

③について、共生区域は、県と市町村が地域資源の保全と活用について総合的に検討した上で、地域との合意を前提として、地域の発展に資すると認められる再エネ発電事業の実施を促進していく地域です。

新税は、課税という強制力のある経済的手法を用いて地域にとって望ましい再エネの導入につなげることを狙いとしておりますので、共生区域に設置する施設は非課税とするものです。

(4) 課税標準です。

1月1日を賦課期日とし、その時点における再エネ発電施設の総発電出力としています。課税標準は一定で客観的な指標であることが望ましいことから、発電施設の総発電出力としたものです。

(5) 納税の方法です。

納税義務者に対して、税額等を記載した納税通知書を交付し、その税額を県に納付していただく普通徴収の方法によることとしております。

納期については、納税者の便宜を考慮して、一時に多額の税負担を強いることのないように4月、7月、12月、翌年の2月の4期としています。

続いて、右上、「3 税率」を御覧ください。

税率は、共生条例で定める区域に応じて設定しております。具体的には、再エネ施設の所在する区域が調整地域である場合は、太陽光1kWあたり110円、陸上風力1kWあたり300円としております。

保全地域、保護地域である場合は、太陽光1kWあたり410円、陸上風力1kWあたり1,990円としております。

この税率は、FIT価格に基づく売電収入や営業利益に着目して設定いたしました。

まず、調整地域の税率について御説明いたします。

調整地域は、保全地域、保護地域以外の地域であることから、標準税率として設定します。

具体的には、電気供給業に係る法人事業税の負担水準や現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に売電収入の0.75%程度の負担水準をベースに設定しています。

この水準を税率に換算して、太陽光では1kWあたり110円、陸上風力では1kWあたり300円としたものです。

続きまして、保全地域及び保護地域の税率です。

保全地域及び保護地域は、原則として再エネ事業を計画することができない地域です。このため、再エネと地域自然との共生という共生条例の政策目的の達成に向け、再エネ発電事業者に行動変容を促す効果が期待できる水準を設定する必要がありますので、重課税率を設定しています。

具体的な税率については、抑制や誘導のための税制として、現在、施行されている法定外税の中で最も高水準と考えられる税率の水準が営業利益の20%程度です。この水準によることとし、これを税率に換算して、太陽光では1kWあたり410円、陸上風力では1kWあたり1,990円としたものです。

国税である法人税、また地方税である法人事業税などの所得に対して課される法定税の実効税率は30%程度であり、新税の重課税率とこれらの法定税を合わせると、実質的に営

業利益の 50%程度の税負担を求めることとなるため、県としましては、抑制や誘導のためのものとして一定の合理性があると考えております。

続いて、「4 賦課徴収に関する申告」です。

課税庁である県が納税義務者である再エネ発電施設の所有者に対して新税を賦課するにあたり、課税標準量などの情報を得る必要があります。このため、納税義務者は、再エネ発電施設について賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を1月31日までに提出していただくこととしております。

最後に「5 既存施設等の取扱い」です。

マルが3つありますけども、マルの1つ目、税条例の対象について、共生条例の施行時において現に所在する施設、いわゆる既存施設は適用対象外としています。

また、マルの2つ目、こちらも共生条例と同様に、共生条例施行時において環境影響評価書の公告を開始している発電施設や工事計画の届出をしている発電施設も適用対象外としています。

これらの理由として、まず、再エネ発電事業者は、税負担の予見可能性がない中で事業の採算性を見極め、事業を実施又は計画していることから、事業者の権利利益に配慮する必要があると考えたものです。

また、再エネ発電施設の設置にあたっては、相当の初期投資を行っており、仮に移転する場合であっても、相当の期間とコストが発生することが想定されます。

このような点を踏まえ、政策的配慮から条例の適用対象外としたものです。

なお、先ほどの共生条例の説明の中にもありましたように、いずれの場合も発電施設のリプレースや建て替えなど、新たに発電施設を設置する場合は税条例の適用対象となります。

また、マルの3つ目、共生条例において、共生区域とみなされた区域に設置する施設も非課税といたします。

最後、参考のところですが、条例の施行までの流れについては、令和7年2月定例会へ条例案を提案し、可決後、総務大臣への同意に係る協議を行います。

総務大臣の同意が得られましたら、同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から条例を施行することになります。

私からの説明は以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

ただ今、いただきました御説明に対しまして、御質問、御討議、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。オンラインの先生方も大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議事の方に進んで参りたいと存じます。

最後に議事の5番目として、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度に対す

る事業者意見についてです。本日、事業者団体を代表いたしまして、一般社団法人日本風力発電協会の松岡理事から、御発言いただきたいと思ひます。

前の方にお願ひできますでしょうか。

(松岡理事)

ただ今、紹介にあずかりました、日本風力発電協会の松岡と申します。

本日は、本会議への参加をお受けくださいますして大変感謝しております。

私共、日本風力発電協会に加えまして、本日は、太陽光発電協会、再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の方もオンラインで参加させていただいておりますが、3団体を代表いたしまして、心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

昨年9月に宮下知事が公表されました、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」及び共生構想に基づく本県、青森県ならではの今回のルールづくりの目的、趣旨につきましては、再エネ業界全体としても共感しているところでございます。

事業者にとっても適切な事業計画を立案し、円滑に事業を実行するためには、新たな制度において、予見可能性が十分に担保されていることと、自然環境と再生可能エネルギーが調和した持続可能な事業エリアを地域の方々と共に創生させていただくことが重要であると考へておる次第でございます。

我々事業者3団体、並びに会員各社が再生可能エネルギー業界全体の姿勢、取組として、地域からの信頼と理解を大切に、大前提に、新たな制度を活用させていただきながら、引き続き丁寧な説明に基づく地域のみならずとの合意形成に努めて、本県、青森県の発展に貢献させていただくことができると考へておる次第でございます。

本日の私共からの意見は以上とさせていただきます。

御清聴、ありがとうございます。

(本田議長)

ありがとうございます。

事業者団体の方々としましても、先ほどの共生条例の制度の大枠については、賛同いただいたと理解しております。

今後、制度の運営にあたっては、様々な面で誤解がないように信頼関係が築けるように、是非、一緒に進んでいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございます。

それでは、以上で議事の方は終わりになります。最後に委員の皆様にお伺ひしますが、共生条例、再エネ新税についてということで、我々の意見も今回で出尽くしたと思ひます。有識者会議はこれで終了という形になりまして、次のステージとしてガイドライン等を策定して運営していくという形になるかと思ひますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、そして事務局の皆様、ありがとうございました。

今、日取りを確認しますと、第1回目が5月2日でございます。非常に短期間の間にここまで作り上げていただいて、さぞかし大変だったろうなと思っております。指揮をとられました知事、ありがとうございました。

それでは、以上で私の方の議長の役は終わりということで、司会を事務局に戻します。

(司会)

本田議長、ありがとうございました。

それでは、最後に宮下知事から御挨拶申し上げます。

(宮下知事)

皆様、本当にありがとうございました。

5月2日の第1回会議からというお話がありましたが、半年間にわたり、この制度を作り上げるために何度も青森県に足をお運びいただき、皆様に御参加いただいたこと、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

この後の会見の際にも、私から申し上げるつもりなのですが、振り返ってみますと、八甲田の中央に150基の大型風力を建てる計画が浮上したことがきっかけです。自然を搾取しながら再生可能エネルギーを進めていくことが正しいことなのか、ということ世の中に問うことが、今回のこの有識者会議の議論だったと思っています。

報道を見ても、やはり都会の人たちは、再生可能エネルギーイコール全てが善であって、これを推進することが世の中のために必要で、そして、国策だからという錦の御旗を掲げているように思えてきます。また、やはり再エネは、次回のエネルギー基本計画でも大いに推進されることになったので、この圧力というのは非常に高まってくると考えています。

ただ、その一方で、私たちの自治権を発動して、地域が大切にしてきた自然環境や文化、景観というものをいかにその中で守っていくかということが必要だと考えています。

ゾーニングと合意形成の制度により、私たちが大切にすべき自然環境、景観、歴史・文化等が守られる一方で、国が進める再生可能エネルギーに対しても、共生区域という形で促進等のエリアを設けます。県あるいは市町村としての新たな促進等のエリアを設けることで、両方に貢献するような大変素晴らしい制度が出来上がったと考えています。しかも、これを税制度が補完する形になることは、全国に誇れる、日本の中で最先端に行く取組になったと、私自身は自負しております。

また、先ほど、事業者団体の代表の方からも、この制度について賛同・共感していただくというようなお話もありましたので、大いに進めていきたいと考えます。

これはまだ制度の案ですので、この後に、パブリックコメントや環境審議会、更には議会を経る予定です。

私たちとしては、それぞれの場面で、皆様からいただいたこの大切な制度案を丁寧に説明

することで、何とか成案にしていきたいと思っております。

有識者会議自体は今日をもって終了となりますが、これからも青森の素晴らしい自然環境、景観、歴史・文化等を皆様と一緒に守りながら、再生可能エネルギーを推進していきたいと考えております。引き続き御指導よろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの御挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。

(司会)

これで、青森県自然・地域と再生可能エネルギーの共生制度検討第6回有識者会議を閉会します。

ありがとうございました。